

令和7年度 静岡の茶草場農法PR動画制作業務 企画提案仕様書

本仕様書は、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会（以下、「甲」という。）が「令和7年度静岡の茶草場農法PR動画制作業務（以下、「本業務」という。）」の受託者（以下、「乙」という。）を公募するに当たり、必要とする基本的な事項を定める。

1 目的

茶草場農法は、農業と生物多様性が両立した農法として世界的に価値が認められ、世界農業遺産に認定されているが、認知度の低さや付加価値の向上が課題となっており、国内外へ魅力を発信していくことが必要である。そこで、茶草場農法が有する魅力を国内外へ広く発信し、認知度向上や消費促進につながるPR動画を作成する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

契約金額の上限を金1,000,000円とする。

※この金額は予定価格ではなく、委託業務全体の規模を提示するものである。

4 業務内容

本業務の目的を達成するために下記の業務を実施し、必要な事務局業務の一切を行うとともに、事業全体の管理・運営を行うこと。

（1）企画・運営

- ア 受注者主体で業務目的に沿った動画の企画立案を行い、撮影前に絵コンテやサンプル動画等を使用し、発注者と協議の上、動画構成を決定すること。
- イ 国内及び海外、インバウンドを意識したテーマや内容とすること。
- ウ 1分程度の動画2本と30秒のダイジェスト版を2本制作すること。
- エ 視聴者の視覚や聴覚に訴える工夫を施すこと。

（2）撮影・編集

- ア 撮影場所の許可等、必要な調整や手続き等は、受注者が適切に対応すること。
- イ 撮影場所や撮影時期等、動画制作における重要事項は発注者と協議のうえ、決定すること。
- ウ 認定市町（掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町）のスポットを各2～3箇所程度取材すること。
- エ 動画制作にあっては、原則として新規に撮影を行うものとする。ただし、本業務の目的に合致する場合に限り、受注者が保有する映像や借用映像の使用を認める。また、季節や天候、災害等の影響で撮影が困難な場合や、適切な映像が確保出来なかった場合についても、発注者と協議のうえ、借用映像等を使用できるものとする。なお、使用における手続き等は、受注者が責任を持って行うこと。
- オ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないように留意すること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受注者において行うこと。
- カ ナレーションは不要とし、BGM等音楽素材が再生できない場面でも、字幕の挿入等により動画内容が伝わるよう工夫すること。

(3) 納品

ア 納入場所

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会
(事務局：静岡県経済産業部農業局お茶振興課世界緑茶班)
静岡県静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3階

イ データ形式

拡張子：MP 4、アスペクト比 16：9、解像度 1920×1080（フルHD）

ウ 納品物

USB メモリ又はSD カード

5 提案に当たって考慮すべき事項

- (1) 本業務のターゲットは国内及び「海外、インバウンド」とし、ターゲットの関心を促す内容を提案すること。
- (2) 茶草場農法の魅力や価値を伝える独自アイデアや企画が盛り込まれており、動画を視聴した人が「茶草場のお茶を飲んでみたい」と感じるかの視点を重視した内容を提案すること。
- (3) 作成する動画ごとにテーマや構成を提案すること。

6 留意事項

(1) 実施体制

ア 本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。

(2) 秘密保持等

ア 本業務また付随する業務において、県及び受託者は個人情報の保護に関する法律及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は甲に帰属するものとし、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。

イ 乙は、甲が同意した場合を除き、第三者に業務の再委託をしてはならない。

ウ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。